

- (1)基本料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する方法により支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含む。)
- (2)契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3)第47条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6)他人の著作権その他の権利を侵害する、他人に不利益をもたらす情報を漏洩する、誹謗、中傷等の他人の名誉を害する、法令に違反する、又は猥褻な内容の電磁的記録を公然と公開する等の公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (7)前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

- 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは電磁的記録の削除をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

- #### 第6章 利用の制限
- ##### （利用の制限）
- 第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
 - インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
 - 当社は、契約者が意図しないところで、当社のメールサーバー以外に直接送信されるメールを制限し、迷惑メールの送信や個人情報の流出を防ぐ措置をします。

- #### 第7章 料金
- ##### 第1節 料金（利用の適用）
- 第24条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、基本利用料、オプションサービス使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。
- 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

- #### 第2節 料金の支払義務（利用料等の支払義務）
- 第25条 契約者はその契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解約があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解約又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。
- 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

- 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支 払 い を 要 し な い 料 金
1. 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。
2. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

- 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

- #### （手続に関する料金等の支払義務）
- 第26条 契約昔は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解約又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- #### （工事に関する費用の支払義務）
- 第27条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約又は請求の取消し（以下この条において「解約等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

- #### 第3節 割増金及び延滞利息
- ##### （割増金）
- 第28条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

- #### （延滞処理）
- 第29条 契約者は、利用料金について、当社が指定する支払い期日までにお支払いがない場合（当社が支払いを確認できない場合も含みます。）には、料金表に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。
- 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、基本利用料（延滞手数料は除きます。）について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、当社が指定する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。）の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する方法により支払っていただきます。

- #### 第8章 保守
- ##### （当社の維持責任）
- 第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。
- ##### （契約者の維持責任）
- 第31条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。
- ##### （設備の修理又は復旧）
- 第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。
- ##### （契約者の切分け責任）
- 第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又

インターネット接続サービス契約約款

ぜひ、ご一読の上、加入契約書とともに大切に保存ください。

- #### 第1章 総則
- ##### （約款の適用）
- 第1条 当社は、この有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和25年法律第132号）第126条第2項に規定する業務に用いられる電気通信設備及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

- #### （約款の変更）
- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- #### （用語の定義）
- 第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネットサービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 <p>2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所</p>
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

- #### 第2章 契約
- ##### （インターネット接続サービスの品目）
- 第4条 契約には、料金表に規定する品目があります。
- ##### （契約の単位）
- 第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。
- ##### （最低利用期間）
- 第6条 インターネット接続サービスには、当社が別に定める最低利用期間(20ヶ月)があります。
- 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解約料金を支払っていただきます。
- ##### （契約者回線の終端）
- 第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 当社は、前項の設備場所を定めるときは、契約者と協議します。
 - 装置は当社からの貸代品となります。過失による破損、紛失があった場合、装置の損害金が発生します。
 - 無線LAN内蔵の装置を設置した場合、設置部屋内での利用を基本とします。また、次に挙げる理由により無線LAN通信に支障を与える場合があります。

- 他の無線機器からの信号により電波障害及び電波干渉等
- 電気製品及び特殊医療機器等からの電波波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- 遮蔽物による電波障害等
- 無線LANの終端に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備の故障

- #### （契約申込みの方法）
- 第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約書を当社又は、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- 料金表に定めるインターネット接続サービスの品目
 - 契約者回線の終端とする場所
 - その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項
- #### （契約申込みの承諾）
- 第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の義務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
 - 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- #### （インターネット接続サービスの品目の変更）
- 第10条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

- #### （契約者回線の移転）
- 第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
- 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
 - 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
 - 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

- #### （インターネット接続サービスの利用の休止及び再開）
- 第12条 契約者は、インターネット接続サービスの利用を一定期間休止（以下「休止期間」といいます）ができるものとします。ただし、契約者の申し出に対し当社の承認が必要となります。又、当社に再開日を申し出ることによりインターネット接続サービスを再開できるものとします。尚、再開に要する費用は契約者が負担するものとします。
- 前項の休止期間は、1ヶ月単位、最長1年間とし、休止の承認を得た契約者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間、休止管理費用として別料金表に定める休止管理費用を当社に支払うものとします。ただし、利用料金との重複はないものとし、利用料金及びオプションサービス料金の日割りによる精算はいたしません。尚、当社が契約者に貸与している電気通信設備は一時的に返還することとします。
 - 休止管理費用を2ヶ月間滞納した場合は自動的に契約の解除となり、インターネット接続サービス以外の提供が無い場合、引き込み線の撤去を行うものとします。
 - 休止期間を過ぎますと、その後は再開又は契約の解除手続きをとらせていただきます。
 - 持ち家、賃貸に関わらず引き込み工事を行った契約者は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより休止に伴う費用を支払っていただきます。なお、ワイワイひかりは休止が出来ません。

- #### （その他の契約内容の変更）
- 第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

- #### （譲渡の禁止）
- 第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サードスを受ける権利は、譲渡することができません。
- #### （契約者が行う契約の解約）
- 第15条 契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前に当社に通知していただきます。
- 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。また、保安器から端末接続装置までの配線の所有は契約者に帰属します。
 - 持ち家、賃貸に関わらず引き込み工事を行った契約者は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解約料金を支払っていただきます。尚、第16条（当社が行う契約の解除）についても、この規定に準じて取り扱います。

- #### （当社が行う契約の解除）
- 第16条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
- 第22条（利用停止又は電磁的記録の削除）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - 第22条（利用停止又は電磁的記録の削除）の規定のいずれかに該当する場合には、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしなくてその契約を解除することがあります。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
 - 当社は契約者において次のような義務違反あるいは違法行為があったと認められる場合は、契約者の届け出た住所に宛てて通知を発した場合、当該通知が契約者の都合により届かない場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、契約者と締結した加入契約を解除することができるとします。尚、解除の際、契約者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料を含んだ未払いの料金（以下未納料金という）を支払う義務を負います。

- 基本利用料の支払延滞
- 契約者宅以外の場所で機器を接続してサービス等の送受信を受けた場合
- 当社が貸与した機器以外の受信端末設備を接続してサービス等の送受信を受けた場合
- 当社が提供する機器の分解もしくは、改造を行った場合
- 法令に反して当社のサービスを第三者に提供した場合
- 契約者の故意又は過失により当社の施設に損害を与えた場合
- 著作権法に違反して当社の放送サービスを使用した場合
- 契約者が差し押えを受け若しくは当社において受けるおそれがあると判断した場合
- その他、加入契約の維持が困難であると当社が判断した場合
- 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。また、保安器から端末接続装置までの配線の所有は契約者に帰属します。
- 当社は、契約の解除の際、契約者へ貸与している機器の返却がない場合は、貸与品の機器損金及び最低利用期間により解約料金が発生する場合は、別表「8.解約料金」に示す計算式で算出された解約料金を契約者に請求します。

- #### （初期契約解除制度）
- 第17条 インターネット接続サービスが開始された後に利用開始通知書が加入者へ届いた日より8日間（受領日含）以内に書面による契約解除を申し出る事により契約解除を行う事ができます。
- 本制度を適用した場合の利用料金は利用開始日から解除日までを日割り計算で当社に支払うものとします。
 - 契約に伴い発生した工事費用は別表「13. 初期契約解除制度適用時の工事料金請求額」に示す額を電気通信事業法に規定する上限額の範囲内で現に発生した費用を、当社の指定する方法にて支払うものとします。
 - 放送サービス（わいWaiTV）と併せてご契約の場合、工事費用の中で共通部分と「わいWaiTV」に関する部分は、放送法の規定に従い、現に発生した費用を当社の指定する方法にて支払うものとします。
 - 法人契約はこの限りではありません。

- #### 第3章 付加機能
- ##### （付加機能の提供等）
- 第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

- #### 第4章 回線相互接続
- ##### （回線相互接続の請求）
- 第19条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。
- #### （回線相互接続の変更・廃止）
- 第20条 契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
- 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

- #### 第5章 利用中止及び利用停止
- ##### （利用中止）
- 第21条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。
- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 第23条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
 - 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。
 - 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- #### （利用停止又は電磁的記録の削除）
- 第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの基本料金その他の債務（この約款により支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その基本料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。尚、当該利用停止により、当社は契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、第25条（利用料等の支払義務）第2項の場合を除き、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないことを契約者は承認するものとします。

